

ENEOSホールディングス株式会社とのシンジケーション方式での 「グリーンローン」の契約締結について

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、ENEOSホールディングス株式会社（代表取締役社長 社長執行役員：齊藤 猛、以下「ENEOS」）との間で、シンジケーション方式によるグリーンローン（以下「本ローン」）のアレンジャーに就任し、本日、契約を締結しました。

グリーンローンとは、「グリーンローン原則」（※1）に準拠し、環境課題の解決・緩和に資する事業の資金を調達するために実行されるローンです。ENEOSは、「グリーンボンド原則2021」、「グリーンローン原則2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」に則り「グリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」）を策定しました。

なお、本フレームワークの「グリーンローン原則2021」などへの適合性評価については、第三者機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。本ローンは、同オピニオンを踏まえたグリーンローン調達です。

ENEOSグループは、2040年のありたい姿として低炭素・循環型社会への貢献を掲げており、エネルギー安定供給に不可欠な国内事業基盤を維持しつつ、スコープ1、2のCO2排出量について、2030年度までに2013年度対比▲46%のネット排出量削減、さらに2040年度のネットゼロを目標としています。また、2050年度に向けて、政府や他企業と歩調を合わせてスコープ3の削減に取り組むことで、カーボンニュートラルの実現を目指しています。

みずほ銀行は、ENEOSグループのカーボンニュートラル実現に向けた取り組みをファイナンス面から支援すべく、ENEOSが本フレームワークに基づき実施する太陽光発電事業及びバイオマス発電事業の開発、建設、運営、改修に係る費用を対象に、本ローンを組成しました。

〈みずほ〉は、気候変動対応や脱炭素社会への移行など、持続可能な社会の実現に向けた取り組み（サステナビリティアクション）を強化しています。総合金融グループとしての知見を活かし、脱炭素化に向けたお客さまの事業の強化・転換をサポートするため、ファイナンスや助言、ソリューション提供に積極的に取り組んでいきます。

<本契約の概要>

借 入 人: ENEOS ホールディングス株式会社

組 成 金 額 : 600 億円

資 金 使 途 : ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社における太陽光発電
事業およびバイオマス発電事業のリファイナンス資金

借 入 期 間 : 7 年間

契 約 締 結 日 : 2023 年 2 月 9 日

ア レ ン ジ ャ ー : みずほ銀行

(※1) グリーンローン原則 :

Loan Market Association とアジア太平洋地域業界団体 Asia Pacific Loan Market Association
が 2018 年 3 月に策定した環境分野に用途を限定する融資の国際ガイドライン。2018 年 12 月に
は The Loan Syndications and Trading Association も参画。

以 上